

# 平成30年度 事業計画書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

## I. 実施方針

政府の経済見通しによると、平成30年度の我が国経済は、引き続き海外経済の回復が続く下、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれている。

しかしながら、朝鮮半島や中東情勢の先行きが不透明なうえに、米国政権の対応によっては我が国経済に対して大きな影響が出るため今後の動向に留意する必要がある。

このような経済情勢の中、平成28年4月の熱供給事業法の改正施行により、お客さまからの料金値下げ圧力が高まり、また税の優遇措置が撤廃されるなど、法改正後の熱供給事業者を取り巻く環境は大きく変化してきている。

また、C O P 21 パリ協定の採択を受けて、我が国における温室効果ガス削減目標は2030年において2013年比26.0%減の水準とすることとされ、とくに民生部門（家庭・業務）においては温室効果ガス40%大幅削減という目標が掲げられており、国全体で省エネルギー・省C O 2に向けた一層の規制強化が予想される。

一方で、熱供給事業は、エネルギーを地域単位でまとめて製造・供給することにより大きな省エネルギー・省C O 2効果が期待され、またコージェネレーションや蓄熱槽等を備えている地域ではB C D（事業継続地区）へも貢献できることから、熱供給事業の普及・発展の絶好の機会と捉えることができる。

以上のような状況を踏まえて、当協会では今後の協会運営の進め方や組織体制について検討を進め、平成28年度末に「協会のあり方に関する最終報告」をとりまとめた。

平成29年度はこれらに基づいて、熱供給事業のさらなる普及・発展に向けて、調査研究委託や広報誌での対談などを通じた有識者との関係強化、学会への積極的な関わりを図るとともに、国や地方自治体、不動産業界等に対しては情報の発信、政策誘導、税制改正・補助支援制度等の要望活動を進めてきたところである。また、熱供給事業の普及・発展活動へ労力をシフトさせるため、事務局の業務分掌の見直しと役割の明確化を図るとともに、業務フォーラム・技術シンポジウムの合同開催や賀詞交歓会の開催方法の見直しを行った。

平成30年度においても、限られた人員により構成される協会事務局を中心とした協会活動について、引き続き、「個々の事業者に対する直接的な会員向けサービス」から、「地域熱供給の普及・発展的会員サービス」へとシフトしていく。

## II. 事業内容

### 1. 熱供給事業に関する調査及び研究に係る事業

#### (1) 国の施策の動向等に関する調査研究

協会のあり方検討結果を受けて、国のエネルギー政策動向に関する調査研究を行い、熱供給事業の普及・発展に向けた要望・提言活動を強化するとともに、併せて法改正に伴って廃止された税の優遇措置に関して、引き続き、税制改正要望や設備投資等に対する補助支援制度の働きかけを実施する。

また「建築物省エネ法」に関して、熱供給事業が適正に評価されるよう国等への働きかけを継続実施するとともに、新規の熱供給事業地点が評価できるプログラムの改修を進める。

なお、補助支援制度や税の優遇措置にも関係してくる適正な省エネ評価を受けるための「ベンチマーク制度」（省エネ法）の導入実現に向けて検討を進めていく。

#### (2) 自由化後の熱供給事業の長期ビジョンに関する調査研究

改正熱供給事業法の施行による自由化を踏まえ、熱供給事業への期待が高まっている一方で、事業者数・登録地域数や販売熱量が漸減傾向にある。このような背景を踏まえ、業界内の知見のあるメンバーによるWGを設置し、熱供給事業の将来に夢が持てるような長期ビジョンを検討する。

#### (3) 熱供給事業の普及促進に関する調査研究

協会のあり方検討結果を受けて、熱供給事業の普及促進に関する研究テーマを厳選し、大学等の教育機関や外部の研究機関とともに調査研究を行い、その成果を報告・発信する。

#### (4) 業務に係る関係省令の改正・制定に関する調査研究

法改正により、熱供給事業法及びその関係法令を遵守するための「熱供給事業に関する指針」が示され、事業者による自主的な取組みが求められている。このため、法的な手続きの整理（自由化区域・指定旧供給区域）、指針の取扱い等の調査研究を進める。

また、資源エネルギー庁による熱供給事業法の改正内容を反映した「熱供給事業法の逐条解説」改訂の動きに対して、的確に対応していく。

#### (5) 熱供給事業に係る現状と対策に関する調査研究

熱供給事業においては、運開年数が長い老朽化地域で大規模な設備リニューアルによる高効率化が実施されている。一方、大半の事業者では、既存設備を如何に省エネ運転させるのかについて日々取り組んでいるものの、運転調整だけでは省エネ対策に行き詰まり感がある。そこで、省エネに資する既存設備のチューニングによる運用改善

手法について、実施事例や開発中事例に関する費用、効果、課題、対策などの取り纏めを行う。

#### (6) 保安・安全管理に関する調査研究

事業者の継続的な保安・安全向上を目的に保安・安全管理活動を支援するために、熱供給支障事故事例の共有化、保安・安全管理面に関する情報提供・周知および啓発を行う。

非常時の連絡体制について、供給支障事故・地震自然災害・救援要請の要綱集などを整理し、事業者に解りやすい運用の統一化を図る。

また、国の立入検査のフォロー及び情報提供を行い、事業者の保安規程遵守レベルの向上を支援する。

さらに、平成27年度に発刊した若手技術者の教育用テキスト「熱供給技術者のための基礎知識」を活用した技術者の育成を検討する。

#### (7) 熱供給設備・熱需要等のデータの定期的収集

熱供給事業の普及・発展的活動の基礎データとするため、熱供給設備・熱需要等の定期的な調査を行うとともに、熱供給施設の事故情報などの収集も継続実施する。

## 2. 熱供給事業に関する普及及び啓発に係る事業

#### (1) 地域熱供給の普及拡大のための広報イベントの開催

資源エネルギー庁の広報委託事業（シンポジウム）の受託に努め、その展開において（受託不可の場合は協会自主開催）一般公開の熱供給シンポジウムを開催し、熱供給事業の普及啓発活動を実施する。また地方自治体への普及啓発活動の一環として、平成28年度からスタートした都市環境エネルギー協会との共同開催イベントを継続実施する。

さらに、ディベロッパー・設計事務所・ビル管理者等への普及啓発活動の一環として、平成29年度に引き続き、不動産関連団体主催広報イベント等でのPR機会を創出する。

#### (2) 協会広報誌「熱供給」の定期的発行

官公庁・地方自治体、設計・建築関係、教育機関等各方面に頒布している広報誌「熱供給」を年4回発行し、有識者の対談や論文、先進的な欧州での政策の紹介、事業者の地域紹介や協会活動の紹介等（広報委員による企画・取材を含む）を掲載し、熱供給事業ならびに熱供給事業を取り巻く環境についての理解増進を図る。当協会主催・共催セミナーなどの各種イベントを利用し、効果的な配布先を追加していく。

また、協会のあり方検討結果を受けて、有識者との関係強化・継続を図るために、強化すべき有識者を選定し、多くの読者の関心度を向上させる新たな企画を実施する。

(3) その他熱供給事業に関する情報の発信

ホームページ上の会員専用サイトに、熱供給事業をPRできる資料を掲載する。

(最新情報の提供や事業者による資料を編集できる仕組み等を検討する。)

熱供給事業の認知度向上に向け、新たな有識者・団体との関係づくりやPR効果の高い広告媒体を発掘する。

### 3. 熱供給事業に関する研究会、講習会等の開催に係る事業

(1) 日本熱供給事業協会シンポジウムの開催

平成29年度に引き続き、会員の業務課題に関する情報の共有化・意見交換、技術改善活動等の成果発表と技術開発情報の共有化・意見交換、賛助会員を含めた会員全体の相互交流を目的に、日本熱供給事業協会シンポジウムを開催する。(10月4日～5日、札幌で予定)

(2) 熱供給事業に関連する法令の説明会の開催

熱供給事業法の法手続きの取扱い及び熱供給事業に関連する指針等の説明会を開催する。

(3) 住宅事業者情報交換会の開催

指定旧供給区域の事業者等による諸課題及び取組み状況等に関する情報交換会を開催する。

(4) 熱供給事業法における登録等に関する業務相談への対応

熱供給事業法等における登録等に関する会員からの相談に対応する。

(5) お客さまの離脱防止等に関する相談への対応

お客さまの離脱防止を支援するため、会員からの相談に対応する。

(6) 熱供給事業者セミナーの開催

熱供給事業等に関する情報提供を行うため、熱供給事業者セミナーを社員総会に併せて開催する。(6月13日、東京で予定)

(7) 経理・税制説明会の開催

会員の経理担当者の業務知識の向上を図るため、専門講師を招いて、毎年改正される税制改正のポイントを中心に経理・税制に関する説明会を開催する。(8月23日、名古屋で予定)

(8) 支部組織における技術情報交換会の開催

技術委員会の活動状況や支部事業者の技術情報の共有化、コミュニケーションの強

化、技術知識の向上を目的に、支部及び地区単位での技術情報交換会を開催する。

#### **4. 熱供給事業に関する内外関係機関等との交流及び協力に係る事業**

(1) 国、自治体、有識者・オピニオンリーダー、関連団体等との関係構築

協会のあり方検討結果を受けて、熱供給事業の普及・発展に向けた対外的な活動へ重点をシフトしていくため、国、自治体、有識者・オピニオンリーダー、関連団体等に対して事業内容の説明や課題等の意見提起を行うなど、関係構築の強化を図り、以て連携・交流の強化を図る。

(2) 国際交流の推進

協会のあり方検討結果を受けて、従来の海外事情調査団のあり方を抜本的に見直し、有識者を団長とした海外事情調査団の編成を行う。(10月、デンマーク・ドイツを予定)

#### **5. その他目的達成のための事業**

(1) 会員数増加に向けた取り組み

会費収入の減少傾向を受けて、会員数増加に向けた活動を継続する。

(2) 協会表彰制度の運営

協会のあり方検討結果を受けて表彰制度の見直しを行ったが、これに基づいて定時社員総会において協会表彰を実施する。(6月13日、東京で予定)

(3) 保安推進月間の実施

9月、10月の2ヶ月間を保安推進月間とし保安推進キャンペーンを実施する。  
また、9月11日に防災訓練を実施する。(毎年9月の第2火曜日に開催)

(4) 熱供給事業便覧の発行・頒布

独占禁止法や建築物省エネ法等に対応するため、平成29年度に熱供給事業便覧の見直し(料金単価等の掲載取止めや原燃料使用量の仕分け見直し等)を実施したが、そのフォローを実施して発刊・頒布する。(平成31年3月に予定)

(5) 会員名簿の整備

例年どおり10月を目途に作成し、会員向けに配付する。

以 上